

電気供給契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、福島県県北保健福祉事務所ほか15施設の電気供給業務について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別紙1に掲げる対象施設を使用するために甲が必要とする電気を安定的に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（供給期間）

第2条 供給期間は、令和8年12月1日から令和9年11月30日までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、別紙2のとおりとする。

（権利義務の譲渡）

第4条 乙は、本契約によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（機密の保持）

第5条 甲及び乙は、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。

（契約電力）

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（計量及び検査）

第7条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月1回電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲が別に指定する甲の職員による検査を受けるものとする。なお、計量日は甲乙協議のうえ決定する。

（使用電力量の増減）

第8条 使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

なお、この場合、契約単価の変更は行わない。

（電気料金の支払い）

第9条 乙は第8条の規定による検査に合格したときは、甲に対し、月ごとに電気の使用に対する代金（以

下「電気料金」という。)を甲に対し適法な請求書により請求するものとする。

2 前項に規定する電気料金は、次の第1号から第3号に掲げる金額の合計金額とする。なお、使用電力量に端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、電気料金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 契約電力に第3条に規定する契約単価（以下「契約単価」という。）を乗じて得た額（力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額）

(2) 使用電力量に契約単価を乗じて得た額（燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額）

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。
(契約単価等の変更)

第10条 本契約締結後、経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、甲乙協議の上、当該契約単価を変更することができる。

2 燃料費の変動等により、契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、甲乙協議の上、当該契約単価を変更することができる。ただし、当該地域を管轄する一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で行うものとする。

(接続供給契約の義務)

第11条 乙と当該地域を管轄する一般送配電事業者との間に、乙が本契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 電気の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 本契約の締結又は履行に当り詐欺その他不正行為をしたとき。

(4) 本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。

(5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(6) 第15条第1項の規定によらないで乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約解除後の残期間に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を甲の指定する日までに支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
- (2) 乙がこの債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
(反社会的勢力の排除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該

当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（乙の解除権）

第14条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を書面により甲に通知することによって、本契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（損害賠償）

第15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。

（談合による損害賠償）

第16条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、第2条に規定する供給期間に係る契約電力及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、本契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約の費用）

第17条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

（疑義の決定）

第18条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本契約に定めのない事項で約定する必要があるときは、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（管轄裁判所）

第19条 本契約について紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏 名 福島県

代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

代表者

